

手 数 料 表

本所が芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1 件につき 7 1 0 円（消費税相当分を含む。）を求職者から
ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 その他の一般登録型の職業紹介を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>3,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の

* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	30% 手数料負担者は 求人者 とします。
---	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

3 紹介手数料の返還制度

前項の紹介により就職したものが、入社後6ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、受領した紹介手数料に、次に定める返金率を乗じて得た金額を、退職または解雇された日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、指定する銀行口座に対して振込送金する方法により返還する制度です。

保証期間	返金率
出社後1ヶ月以内に退職または解雇された場合	80%
出社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職または解雇された場合	50%
出社後3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職または解雇された場合	10%

返還制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 01-ユ-300739

マークプラス株式会社
事業所の名称及び所在地 亀田郡七飯町中島 145 番 15 号

